

その税金、社会貢献に使いませんか？

寄付金控除のご案内



社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会に対するご寄付は、特定公益増進法人への寄付として、税制控除を受けることができます。

寄付金額のうち、一般寄付金の損金算入限度額と特別損金算入限度額の合計金額までが損金算入が可能です。

(例)資本金 3,000 万円、法人所得 2,000 万円の法人の損金算入限度額

$$\textcircled{1} (30,000,000 \text{ 円} \times 0.0025 + 20,000,000 \text{ 円} \times 0.025) \times 1/4 = 143,750 \text{ 円}$$

$$\textcircled{2} (30,000,000 \text{ 円} \times 0.00375 + 20,000,000 \text{ 円} \times 0.0625) \times 1/2 = 681,250 \text{ 円}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 825,000 \text{ 円} \Rightarrow \text{損金算入限度額}$$

損金算入限度額

=

一般損金算入限度額

(資本金×0.25%+所得金額×2.5%) × 1/4

+

特別損金算入限度額

(資本金×0.375%+所得金額×6.25%) × 1/2

メリット



法人税の節税

→損金算入で圧縮した利益となり減税効果高



広報紙の掲載

→地元に社会貢献している魅力発信



寄付金は
様々なことに使われています！

日常生活で困ったときの家事支援

ボランティア活動の支援

交通遺児等に就学奨励金支援



葛飾区社会福祉協議会とは・・・

住みよい福祉のまちづくりの実現をめざして、高齢者、障害者、子ども達など、支援が必要な方々に対し、様々な支援活動や事業を推進している、会員制の社会福祉団体です。

詳しい内容は



税制上の優遇を受けるため、確定申告の際、本協議会が発行した領収書が必要です。

※詳細は、所轄の税務署にお尋ねください。